

バス路線に関する「生活交通維持・確保計画（原案）」等について

千葉県バス対策地域協議会長生分科会

乗合バス事業については、平成14年2月1日から改正道路運送法が施行されたことに伴い、これまでの需給調整規制が撤廃され、事業への参入や事業からの退出の規制が緩和されました。

これにより、交通需要の少ない地方部においてはバス路線の廃止や縮小が懸念されるとともに、地域住民にとって必要な生活交通の確保に支障を来たす恐れがあることから、千葉県では、関係機関やバス事業者で構成する「千葉県バス対策地域協議会」を設け、さらに、県内各地域ごとに11の「分科会」を置いて、地域のニーズや実情に応じた具体的な方策を協議してまいりました。

長生分科会においては、主として長生地域振興事務所管内（長生郡市内）を運行するバス路線のうち、バス事業者から協議申出のあった路線について協議を行い、これらの路線に関する平成30年度の「生活交通維持・確保計画（原案）」及び「平成31年度地域間幹線系統確保維持計画（原案）」を取りまとめましたので公表します。

また、これらの原案について、下記により、広く利用者等の皆様からご意見を募集します。

記

1 意見の申出方法

次の事項を記載した書面により、郵送、ファクシミリ、メールにより提出してください。

（1）「バス路線に関する生活交通維持・確保計画（原案）等に対する意見」と表題に明記

（2）住所、氏名、年齢、職業、電話番号

（3）意見の具体的な内容（路線ごとの意見の場合は路線名、起点・終点（経由地）についても明記）

2 送付先・問合せ先

〒297-8533 茂原市茂原1102-1

千葉県長生地域振興事務所地域振興課 千葉県バス対策地域協議会長生分科会事務局

電話番号 0475-22-1711

FAX番号 0475-24-0459

メール k-hkjc@mz.pref.chiba.lg.jp （電子メールについては、送信途中において悪意のある第三者による
盗聴等の可能性が指摘されていますので、ご留意ください。）

3 募集期限

平成30年2月22日（木）まで